

ネへミヤ記

第一章

ハカリヤの子ネへミヤの言詞

第二十年キスレウの月我シユシヤンの都にありける時

わが兄弟の一人なるハナニ數人の

者とともにユダより來りしかば我俘虜人の遺餘なる夫の逃れかへりしユダヤ人の事およびエルサレムの事を問た

づねしに 彼ら我に言けるは俘虜人の遺餘なる夫の州内の民は大なる患難に遭ひ凌辱に遭ふ又エルサレムの

石垣は打崩され其門は火に焚たりと

我この言を聞坐りて泣き數日の間哀しみ斷食し天の神に祈りて言ふ

天の神エホバ 大なる畏るべき神

己を愛し己の誠命を守る者にむかひて契約を保ち恩恵を施したまふ者よ

ねがはくは耳を傾むけ目を開きて

僕の祈禱を聽いれたまへ我いま汝の僕なるイスラエルの子孫のために日夜なんぢの前に祈り我儕イスラエルの

子孫が汝にむかひて犯せし罪を懺悔す誠に我も我父の家も罪を犯せり 我らは汝にむかひて大に悪き事を行ひ

汝の僕モーセに汝の命じたまひし誠命をも法度をも例規をも守らざりき 請ふ汝の僕モーセに命じたまひし言

を憶ひたまへ其言に云く汝ら若罪を犯さば我汝らを國々に散さん 然れども汝らもし我にたちかへり我誠命を

守りてこれを行なはば假令逐れゆきて天の涯にをるとも我そこより汝等をあつめ我名を住はせんとて撰びし處に

きたらしめんと そもそも是等の者は汝が大なる能力と強き手をもて贖ひたまひし汝の僕なんぢの民なり

主よ請ふ僕の祈禱および汝の名を畏むことを悦ぶ汝の僕等の祈禱に耳を傾けたまへ願くは今日僕を助けて

此人の目の前に憐憫を得させたまへこの時我は王の酒人なりき

イ尼一〇・一	へ王上八・二八、二九	・五	ル利二六・三九	申四	一五
口尼二・一七	代下六・四〇	但九	・二九、三〇、三一、	カ察二六・八	來一三
ハ王下二五・一〇	・二七、一八	又利二六・三三	申四	三〇・二	・一八
二但九・四	ト但九・二〇	・二五、二六、二七、	テ申三〇・四	ヨ尼一・六	
ホ出二〇・六	チ詩一〇六・六	但九	二八・六四	ワ申九・二九	但九
				タ尼二・一	

第二章

一 茲にアルタシヤスタ王の二十年ニサンの月王の前に酒のいでし時我酒をつぎて王にたてまつれり  
 二 我は今まで王の前にて憂色を帶しこと有ざりき 王われに言けるは汝は疾病も有ざるに何とて面  
 三 に憂色を帶るや是他ならず心に憂ふる所あるなりと是において我甚だ大に懼れたりしが 遂に王に奏して曰ふ  
 願くは王長壽かれ我が先祖の墓の地たるその邑は荒蕪その門は火にて焚たれば我いかで顔に憂色を帶ざるを得ん  
 四 やと 王われに向ひて然らば汝何をなさんと願ふやと言ければ我すなはち天の神に祈りて 王に言けるは王  
 五 もし之を善としたまひ我もし汝の前に恩を得たる者なりせば願くはユダにあるわが先祖の墓の邑に我を遣はして  
 六 我にこれを建起さしめたまへと 時に后妃も傍に坐しをりしが王われに言けるは汝が往てをる間は何程なるべ  
 七 きや何時頃歸りきたるやと王かく我を遣はすことを善としければ我期を定めて奏せり 而して我また王に言け  
 八 るは王もし善としたまはゞ請ふ河外ふの總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをして我をユダまで通さしめたまへ  
 九 また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼をして殿に屬する城の門を作り邑の石垣および我が入べき家  
 十 に用ふる材木を我に授けしめたまへと我神善く我を助けたまひしに因て王これを我に允せり  
 十一 是に於て我河外ふの總督等に詣りて王の書をこれに付せり王は軍長數人に騎兵をそへて我に伴なはせたり  
 十二 時にホロニ人サンバラテおよびアンモニ人奴隸トビヤこれを聞きイスラエルの子孫の安寧を求むる人來れり  
 十三 とて大に憂ふ 我ついにエルサレムに到りて彼處に三日居りける後 夜中に起いでたり數人の者われに伴な  
 十四 ふ我はわが神がエルサレムのために爲せんとして我心に入たまひし所の事を何人にも告しらせず亦我が乗る一匹の  
 十五 畜の外には畜を引つれざりき 我すなはち夜中に立いで谷の門を通り龍井の對面を経糞門に至りてエルサレム

イ喇七・一  
 口尼一・一一  
 八第 一五・一三  
 二王上一・三一 但二 ホ尼一・三  
 四・五・一〇・六 へ尼五・一四、一三  
 六、二二  
 六  
 九、二八 尼二・  
 又代下二六・九 尼三  
 一八  
 一三

ル尼一・三、二・一七 三一・四〇 二四・九 結五・一 夕母後二・七 ヲ尼六・六 一四・一〇 一二・三九 一〇  
ヲ尼三・一五 カ尼一・三 詩四四・ 四、一五、二二・四 レ詩四四・一三、七九 ツ喇四・三 一〇  
ワ母後一五・二三耶 一三、七九・四耶 ヲ尼二・八 四、八〇・六 ネ尼二・一〇 ム耶三一・三八 亞 井代下三三・一四 尼ノ尼六・一、七・一

一四 石垣を閱せしにその石垣は頽れをりその門は已に火に焚てありき かくて又前みて泉の門にゆき王の池に

一五 いたりしに我が乗る畜の通るべき處なかりき 我亦その夜の中に溪川に沿て進みのぼりて石垣を觀めぐり頓て

一六 身を反して谷の門より歸りいりぬ 然るに牧伯等は我が何處に往しか何を爲しかを知らざりき我また未だこれを

ユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の役人にも告しらせざりしが

一七 遂に彼らに言けるは汝らの見ることく我儕の境遇は悪くエルサレムは荒はてその門は火に焚たり來れ我儕

一八 エルサレムの石垣を築きあげて再び世の凌辱をうくることなからんと 而して我わが神の善われを助けたまひ

一十九 事を彼らに告げまた王の我に語りし言詞をも告しらせければ去來起て築かんと言ひ皆奮ひてこの美事を爲んと

二十 時にホロニ人サンバラテ、アンモニ人奴隸トビヤおよびアラビヤ人ガシムこれを聞て我らを嘲けり我儕を

侮りて言ふ汝ら何事をなすや王に叛かんとするなるかと 我すなはち答へて彼らに言ふ天の神われらをして

志を得させたまはん故に其僕たる我儕起て築くべし然ど汝らはエルサレムに何の分もなく權理もなく記念も

なしと

### 第三章

一 茲に祭司の長エリアシブその兄弟の祭司等とともに起て羊の門を建て之を聖別てその扉を設け

二 尙も之を聖別てハンメアの戌樓に及ぼし又ハナネルの戌樓に及ぼせり 二 その次にはエリコの人々

三 築き建て其次にはイムリの子ザツクル築き建たり

四 魚の門はハツセナアの子等これを建構へその扉を設けて之に鎖と門を施とせり 四 その次にはハツコヅの

子ウリヤの子メレモテ修繕をなし其次にはメシザベルの子ベレキヤの子メシユラム修繕をなしその次にはバアナ

五の子ザドク修繕をなし 其の次にはテコア人等修繕をなせり但しその貴き族はその主の工事に服せざりき

六 古門はパセアの子ヨイアダおよびベソデヤの子メシユラムこれを修繕ひ構へその扉を設けて之に鎖と門

七 を施せり 其の次にはギベオン人メラテヤ、メロノテ人ヤドン河外ふの總督の管轄に屬するギベオンとミツパ

八 の人々等修繕をなせり 其の次にはハルハヤの子ウジェルなどの金工修繕をなし其次には製香者ハナニヤなど

九 修繕をなしエルサレムを堅うして石垣の廣き處にまで及べり 其の次にはエルサレムの郡の半の知事ホルの子

一〇 レパヤ修繕をなせり 其の次にはハルマフの子エダヤ己の家と相對ふ處を修繕り其の次にはハシヤブニヤの子

二 ハットシ修繕をなせり ハリムの子マルキヤおよびバハテモアブの子ハシユブも一方を修繕ひまた爐成樓を

三 修繕へり 其の次にはエルサレムの郡の半の知事ハロヘシの子シヤルムその女子等とともに修繕をなせり

四 谷の門はハヌン、ザノアの民と偕に之を修繕ひ之を建なほしてその扉を設け之に鎖と門を施しまた糞の

門までの石垣一千キユビトを修繕り

五 糞の門はベテハケレムの郡の半の知事レカブの子マルキヤこれを修繕ひ之を建なほしてその扉を設け之に

鎖と門を施こせり

六 泉の門はミツパの郡の知事コロホゼの子シヤルンこれを修繕ひ之を建なほして覆ひその扉を設け之に鎖と

門を施こしました王の園の邊なるシラの池に沿る石垣を修繕てダビデの邑より下るところの階級にまで及ぼせり

七 その後にはベテズルの郡の半の知事アズブクの子ネヘミヤ修繕をなしてダビデの墓に對ふ處にまで及ぼし堀

池に至り勇士宅に至れり 其の次にはバニの子レホムなどのレビ人修繕をなし其次にはケイラの郡の半の知事

イ士五・二三 二尼二・三八 ト尼二・一三 又王下二〇・二〇 賽 下尼三・一九 下三三・一五 耶  
ロ尼二・三九 ホ尼二・三八 下尼二・一四 二二・二一 下尼三・二二 三三・四〇  
ハ尼二・八 へ尼二・二三 下尼二・一三 二二・二一 下尼三・二二 三三・四〇  
ル代下二六・九 一、三七・二一 下代下二七・三 下尼二・一〇、一六 代 下尼二・一〇、一九

- 一八 ハシヤビヤその郡の爲に修繕をなせり 一八 その後にはケイラの郡の半の知事ヘナダデの子パウイなどいふ其兄弟
- 一九 修繕をなし 一九 その次にはエシユアの子ミツバの知事エゼル石垣の彎にある武器庫に上る所に對へる部分を修繕
- 二〇 ひ 二〇 その後にはザバイの子バルクカを竭して石垣の彎より祭司の長エリアシブの家の門までの部分を修繕ひ
- 二一 その次にはハツコヅの子ウリヤの子メレモテ、エリアシブの家の門よりエリアシブの家の極までの部分を
- 二三 修繕ひ 二三 その次には窪地の人なる祭司等修繕をなし 二三 その次にはベニヤミンおよびハシユブ己の家と相對ふ
- 二四 處を修繕ひ其次にはアナニヤの子マアセヤの子アザリヤ己の家に近き處を修繕ひ 二四 その次にはヘナダデの子ビ
- 二五 ンヌイ、アザリヤの家より石垣の彎角までの部分を修繕へり 二五 ウザイの子パラルは石垣の彎に對ふ處および王
- 二六 の上の家より聳え出たる成樓に對ふ處を修繕り是は侍衛の廳に近し其次にはパロシの子ペダヤ修繕をなせり
- 二七 時にネテニ人オペルに住をりて東の方水の門に對ふ處および聳え出たる成樓に對ふ處まで及べり 二七 その次
- 二八 にはテユア人聳出たる大成樓に對ふところの部分修繕てオペルの石垣に及ぼせり
- 二九 馬の門より上は祭司等のおのその己の家と相對ふ處を修繕り 二九 その次にはインメルの子ザドク己の家
- 三〇 と相對ふ處を修繕ひ其次にはシカニヤの子シマヤといふ東の門を守る者修繕をなし 三〇 その次にはシレミヤの子
- 三二 ハナニヤおよびザラフの第六の子ハヌン一方を修繕ひその後にはベレキヤの子メシユラム己の室と相對ふ處を
- 三三 修繕へり 三三 その次には金工の一人マルキヤといふ者ハンミフカデの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りネ
- 三四 テニ人および商人の家に及ぼせり 三四 また隅の昇口と羊の門の間は金工および商人等これを修繕へり

#### 第四章

茲にサンバラテわれらが石垣を築くを聞て怒り大に憤ほりてユダヤ人を罵れり 即ち彼の兄弟等およびサマリアの軍兵の前に語りて言ふ此軟弱しきユダヤ人何を爲や自ら強くせんとするか

獻祭をなさんとするか一日に事を終んとするか塵堆の中の石は既に燬たるに之を取出して活さんとするかと

三 時にアンモ二人トビヤその傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣は狐上るも圯るべしと 我らの神よ聽たまへ

四 我らは侮らる願くは彼らの出す凌辱をその身の首に歸し彼らを他國に擄はれしめ掠られしめたまへ 彼らの愆

五 を蔽ひたまふ勿れ彼らの罪を汝の前より消去しめたまはされ其は彼ら築建者の前にて汝の怒を惹おこしたれば

六 なり 斯われら石垣を築きけるが石垣はみな已に相連なりてその高さの半にまで及べり其は民心をこめて操作

たればなり

七 然るにサンバラテ、トビヤ、アラビヤ人アンモ二人アシドド人等エルサレムの石垣改修れ其破壊も次第に

九 塞がると聞て大に怒り 皆ともに相結びてエルサレムに攻來らんとしその中に擾亂をおこさんとせり 是に

一〇 おいて我ら神に祈禱をなしかれらのために日夜守望者を置いて之に備ふ ユダ人は言ひ荷を負ふ者の力衰へし

二 が上に灰土おびたゞしくして我ら石垣を築くこと能はずと 我らの敵は言ひ彼等が知すまた見ざる間に我ら其

三 中に入り之を殺してその工事を止めんと 又彼らの邊に住るユダヤ人來る時は我らに告て言ふ汝ら我らの所に

四 歸らざるべからずと其事十次にも及べり 是に因て我石垣の後の顯露なる低き處に民を置き劍鎗または弓を持

せてその宗族にしたがひて之をそなふ 我觀めぐり起て貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ

汝ら彼等のために懼るゝ勿れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子女子のため妻および家のために

戦かへよと

一五 我らの敵おのが事の我らに知れたるをきゝておのが謀計を神に破られたるを聞しによりて我ら皆石垣に歸

イ尼二・一〇・一九 耶一八・二三 一詩六九・二七、二八、 水尼四・一 申一 又母後一〇・二二  
ハ詩七九・一二 三 一〇九・一四、一五 へ詩八三・三、四、五 二九 九伯五・二二

ヲ出二四・一四・二五 二三・一〇 三七 申一五・七 レ出二一・七 利二五 二五・三六 結二二  
申一・三〇・三二 一七 士五・一一 ヨ賽五・七 三九  
二、二〇・四 番 力利二五・三五・三六、 夕賽五八・七 ソ出二二・二五 利 二二

一六 各々その工事をなせり 其時より後わが僕半は工事に操作き半は鎗楯弓などを持って鎧を着たり牧伯等はユ  
一七 ダの全家の後にありき 石垣を築く者および荷を負ひはこぶ者は各々片手をもて工事を爲し片手に武器を執り  
一八 築建者はおのおのその腰に劍を帶て築き建つ又喇叭を吹く者は我傍にあり 我貴き人々および牧伯等  
一九 ならびにその餘の民に告て云ふ此工事は大にして廣ければ我儕石垣にありて彼此に相離ること遠し 何處にも  
二〇 あれ汝ら喇叭の音のきこゆるを聞ば其處に奔あつまりて我らに就け我らの神われらのために戦ひたまふべしと  
二一 我ら斯して工事をなしけるが半の者は東雲の出るより星の現はるゝまで鎗を持をれり 當時われ亦民に  
二二 言らく皆おのおのその僕とともにエルサレムの中に宿り夜は我らの防守となり晝は工事をつとむべしと 而し  
二三 て我もわが兄弟等もわが僕も我に従がふ防守の人々もその衣服を脱す水を汲に出るにも皆武器を執れり  
一 茲に民その妻とともにその兄弟なるユダヤ人にむかひて大に叫べり 或人言ふ我儕および我ら  
二 男子女子は多し我ら穀物を得食ふて生ざるべからず 或人は言ふ我らは我らの田畑葡萄園およ  
三 び家をも質となすなり既に飢に迫れば我らに穀物を獲させよ 或は言ふ我らは我らの田畑および葡萄園をもて  
四 金を貸て王の租税を納む 然ど我らの肉も我らの兄弟の肉と同じく我らの子女も彼らの子女と同じ視よ我らは  
五 男子女子を人に伏従はせて奴隷となす我らの女子の中すでに人に伏従せし者もあり如何とも爲ん方法なし其は我  
六 らの田畑および葡萄園は別の人の有となりたればなりと  
七 我は彼らの叫および是等の言を聞て大に怒れり 是において我心に思ひ計り貴き人々および牧伯等を責  
八 てこれに言けるは汝らは各々その兄弟より利息を取るなりと而して我かれらの事につきて大會を開き 彼らに

### 第五章

言けるは我らは異邦人の手に賣れたる我らの兄弟ユダヤ人を我らの力にしたがひて贖へり然るにまた汝等は己の兄弟を賣んとするやいかで之をわれらの手に賣るべけんやと彼らは黙して言なかりき 我また言けるは汝らの爲すところ善らず汝らは我らの敵たる異邦人の誹謗をおもひて我儕の神を畏れつゝ事をなすべきに非ずや 我もわが兄弟および僕等も同じく金と穀物とを貸て利息を取ことをなす願くは我らこの利息を廢ん 請ふ汝ら今日にも彼らの田畝葡萄園橄欖園および家を彼らに還しまた彼らに貸あたへて金穀物および酒油などの百分の一を取することを廢よと 彼ら即ち言けるは我ら之を還すべし彼らに何を要めざらん汝の言のごとく我ら然なすべしと是に於て我祭司を呼び彼らをして此言のごとく行なふといふ誓を立しめたり 而して我わが胸懐を打拂ひて言ふ此言を行はざる者をば願くは神是のごとく凡て打拂ひてその家およびその業を離れさせたまへ即ちその人は斯打拂はれて空しくなれかしと時に會衆みなアーメンと言てエホバを讚美せり而して民はこの言のごとくに行へり

一四 且また我がユダの地の總督に任ぜられし時より即ちアルタシヤスタ王の二十年より三十二年まで十二年の間は我もわが兄弟も總督の受べき祿を食ざりき わが以前にありし舊の總督等は民に重荷を負せてパンと酒とを是より取り其外にまた銀四十シケルを取れり然のみならずその僕等も亦民を壓せり然ども我は神を畏るゝに因て然せざりき 我は反てこの石垣の工事に身を委ね我儕は何の田地をも買しこと無し我僕は皆かしこに集りて工事をなせり 且また我席にはユダヤ人および牧伯等百五十人あり其外にまた我らの周圍の異邦人の中より我らに來れる者等もありき 是をもて一日に牛一匹肥たる羊六匹を備へ亦鶏をも許多備へ十日に一回種々の

イ利二五・四八 一三二 八、九 へ王下二三・三 一八、二九 王上  
 口母後二二・一四 羅 八利二五・三六 ホ太一〇・一四 徒 ト尼一三・六 又母後二一・九、一二 一八、二九  
 二・二四 彼前二・ 二喇一〇・五 耶三四 一三・五一、一八・六 チ哥前九・四、一五 一三 一三 王上四・二二

ワ尼五・一四、一五 四・一七  
カ尼一三・三二 夕尼六・六 ツ爾二六・二四、二五 尼 三詩三七・一二、三二  
ヨ尼二・二〇、一九、レ尼三・一三 一・一三五 一・一三五 一・一三五 一・一三五

一九 酒を多く備へたり是ありしかどもこの民の役おもきに因て我は總督の受くべき祿を要めざりき わが神よ我が

此民のために爲る一切の事を憶ひ仁慈をもて我をあしらひ給へ

### 第六章

一 サンバラテ、トビヤおよびアラビヤ人ガシムならびにその餘の我らの敵我が石垣を築き終りて  
二 一の破壊も遺らずと聞り(然れどその時は未だ門に扉を設けざりしなり) 是においてサンバラテと

ガシム我に言つかはしけるは來れ我らオノの平野なる某の村にて相會せんとその實は我を害せんと思ひしなり

三 我すなはち使者を彼らに遣はして言らく我は大なる工事をなし居れば下りゆくことを得ずなんぞ工事を離れ汝

四 らの所に下りゆきてその間工事を休ますべけんやと 彼ら四次まで是のごとく我に言遣はしけるが我は何時

五 かくのごとく之に答へたり 是においてサンバラテまた五次目にその僕を前のごとく我に遣はせり其手には封

六 ぜざる書を携さふ その文に云く國々にて言傳ふガシムもまた然いふ汝はユダヤ人とともに叛かんとして之が

七 ために石垣を築けり而して汝はその王とならんとすその言とて是のごとし また汝は預言者を設けて汝の

八 事をエルサレムに宣しめユダに王ありと言しむといひ傳ふ恐くはその事この言のごとく王に聞えん然れば汝いま

九 來れ我ら共に相議らんと 我すなはち彼に言つかはしけるは汝が言ることとき事を爲し事なし惟なんぢ之を己の

心より作りいだせるなりと 彼らは皆われらを懼れしめんとせり彼ら謂らく斯なさば彼ら手弱りて工事を息べ

ければ工事成ざるべしと今ねがはくは我手を強くしたまへ

一〇 かくて後我メヘタベルの子シマヤの家に往しに彼閉こもり居て言らく我ら神の室に到りて神殿

の内に相會し神殿の戸を閉おかん彼ら汝を殺さんとて來るべければなり必ず夜のうちに汝を殺さんとて來るべし

二 と言 我言けるは我ごとき人いかで逃べけんや我ごとき身にして誰か神殿に入て生命を全うすることを爲んや

三 我は入じと 我曉れるに神かれを遣はしたまひしに非ず彼が我にむかひて此預言を説しはトビヤとサンバラテ

四 彼に賄賂したればなり 彼に賄賂せしは此事のためなり即ち我をして懼れて然なして罪を犯さしめ悪き名を

五 我に負する種を得て我を辱しめんとてなりき わが神よトビヤ、サンバラテおよび女預言者ノアデヤならびに

六 その他の預言者など凡て我を懼れしめんとする者等を憶えてその行爲に報をなしたまへ

七 石垣は五十二日を歴てエルルの月の二十五日に成就せり 我らの敵皆これを聞ければ我らの周圍の異邦

八 人は凡て怖れ大に面目をうしなへり其は彼等この工事は我らの神の爲たまひし者なりと曉りたればなり 其頃

九 ユダの貴き人々しばしば書をトビヤにおくれりトビヤの書もまた彼らに來れり トビヤはアラの子シカニヤの

一〇 婿なるをもてユダの中に彼と盟を結べる者多かりしが故なりトビヤの子ヨハナンも亦ベレキヤの子メシユラムの

一一 女子を妻に娶りたり 彼らはトビヤの善行を我前に語りまた我言を彼に通ぜりトビヤは常に書をおくりて

一二 我を懼れしめんとせり

### 第七章

一 石垣を築き扉を設け門を守る者謳歌者およびレビ人を立るにおよびて 我わが兄弟ハナニお

二 よび城の宰ハナニヤをしてエルサレムを治めしむ彼は忠信なる人にして衆多の者に超りて神を畏る

三 者なり 我かれらに言ふ日の熱くなるまではエルサレムの門を啓くべからず人々の立て守りをる間に門を閉

四 させて汝らこれを堅うせよ汝らエルサレムの民を番兵に立て各々にその所を守らしめ各々にその家と相對ふ處を

五 守らしめよと 邑は廣くして大なりしかどもその内の民は寡くして家は未だ建ざりき

イ結一三・二二  
ロ尼一三・二九  
ハ結一三・一七

ニ尼二・一〇、四・一、へ尼六・一  
七、六・一  
ホ詩一二六・二  
ト尼二・八  
チ出一八・二一

リ彌二・一  
ヌ彌三・二

ル尼七・二二  
ヲ代上二四・七  
ワ代上二四・一四

カ代上九・二二、二四  
九

五 我神はわが心に貴き人々牧伯等および民を集めてその名簿をしらぶる思念を起さしめたまへり我最先に  
 六 上り來りし者等の系圖の書を得て見にその中に書しるして曰く 往昔バビロンの王ネブカデネザルに擄へられ  
 七 是皆ゼルバベル、エシユア、ネヘミヤ、アザリヤ、ラアミヤ、ナハマニ、モルデカイ、ビルシヤン、  
 ミスペレテ、ビグワイ、ネホム、バアナ等に隨ひ來れり

九八 そのイスラエルの民の人数は是のごとし パロシの子孫二千七百七十二人 シパテヤの子孫三百七十二  
 二一〇 人 アラの子孫六百五十二人 エシユアとヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百十八人 エラムの  
 二一〇 子孫千二百五十四人 ザツトの子孫八百四十五人 ザツカイの子孫七百六十人 ビンヌイの子孫六百四十  
 八七六 八人 ベバイの子孫六百二十八人 アズガデの子孫二千三百二十二入 アドニカムの子孫六百六十七人  
 二一〇 九 ビグワイの子孫二千六十七人 アデンの子孫六百五十五人 ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人  
 二一〇 三 ハシユムの子孫三百二十八人 ベザイの子孫三百二十四人 ハリフの子孫百十二人 ギベオンの子孫  
 二一〇 九十五人 ベテレヘムおよびネトパの人百八十八人 アナトテの人百二十八人 ベテアズマウテの人四十  
 二九 二人 キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの人七百四十三人 ラマおよびゲバの人六百二十一人 ミ  
 クマシの人百二十二入 ベテルおよびアイの人百二十三入 他のネボの人五十二人 他のエラムの民千二  
 三三 百五十四人 ハリムの民三百二十人 エリコの民三百四十五人 ロド、ハデデおよびオノの民七百二十一  
 三八 人 セナアの子孫三千九百三十人

祭司はエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人 インメルの子孫千五十二人 パシユルの子孫一千



トシムを帶る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言ひ

六六 會衆あはせて四萬二千三百六十人 六七 この外にその僕婢七千三百三十七人謳歌 男女二百四十五人あり

六八 その馬七百二十六匹その騾二百四十五匹 六九 駱駝四百三十五匹驢馬六千七百二十匹

七〇 宗家の長の中工事のために物を納めし人々ありテルシヤタは金一千ダリク 鉢五十 祭司の衣服五百三十襲

七一 を施して庫に納む 七二 また宗家の長數人は金二萬ダリク銀二千二百斤を工事のために庫に納む 七三 その餘の民の

納めし者は金二萬ダリク銀二千斤祭司の衣服六十七襲なりき

七三 かくて祭司レビ人門を守る者謳歌者民等ネテ二人およびイスラエル人すべてその邑々に住り

イスラエルの子孫かくてその邑々に住みをりて七月にいたりぬ

### 第八章

一 茲に民みな一人のごとくになりて水の門の前なる廣場に集り學士エズラに請てエホバのイスラ

二 エルに命じたまひしモーセの律法の書を携へきたらんことを求めたり 三 この日すなはち七月一日

四 祭司エズラ律法を携へ來りてその集りをる男女および凡て聽て了ることを得るところの人々の前に至り 五 水

六 の門の前なる廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前にこれを誦めり民みな律法の書に耳を傾く

七 學士エズラこの事のために預て設けたる木の臺の上に立たりしがその傍には右の方にマツタテヤ、シマ、アナ

八 ヤ、ウリヤ、ヒルキヤおよびマアセヤ立をり左の方にペダヤ、ミサエル、マルキヤ、ハシユム、ハシバダナ、

九 ゼカリヤおよびメシユラム立をる 十 エズラ一切の民の目の前にその書を開けり (彼一切の民より高きところに

十一 立たり) かれが開きたる時に民みな起あがれり 十二 エズラすなはち大神エホバを祝しければ民みなその手を擧て

十三 應へてアーメン、アーメンと言ひ首を下げ地に俯伏てエホバを拜めり 十四 エシユア、バニ、セレビヤ、ヤミン、

アツクブ、シヤベタイ、ホデヤ、マアセヤ、ケリタ、アザリヤ、ヨザバテ、ハナン、ペラヤおよびレビ人等民に  
 律法を了らしめたり民はその所に立をる 彼等その書に就て神の律法を朗かに誦み且その意を解あかしてその  
 誦ところを之に了らしむ

九 時にテルシヤタたるネヘミヤ祭司たる學士エズラおよび民を教ふるレビ人等一切の民にむかひて此日は  
 汝らの神エホバの聖日なり哭くなかれ泣なかれと言ひ其は民みな律法の言を聽て泣たればなり 而して彼らに  
 言けるは汝ら去て肥たる者を食ひ甘き者を飲め而してその備をなし得ざる者に之を分ちおくれ此日は我らの主の  
 聖日なり汝ら憂ふることをせざれエホバを喜ぶ事は汝らの力なるぞかしと

レビ人も亦一切の民を靜めて言ふ  
 汝ら黙せよ此日は聖きぞかし憂ふる勿れと 一切の民すなはち去りて食ひかつ飲み又人に分ちおくりて大なる  
 喜悅をなせり是はその誦きかされし言を了りしが故なり

その翌日一切の民の族長等祭司およびレビ人等律法の語を學ばんとて學士エズラの許に集り來り 律法  
 を視るにエホバのモーセによりて命じたまひし所を録して云く七月の節會にはイスラエルの子孫茅廬に居るべし

又云く一切の邑々及びエルサレムに布傳へて言べし汝ら山に出ゆき橄欖の枝油木の枝烏拈の枝棕櫚の枝  
 および茂れる木の枝を取きたりて録されたるごとくに茅廬を造れと 是において民出ゆきて之を取きたり各々

その家の屋背の上あるひはその庭あるひは神の室の庭あるひは水の門の廣場あるひはエフライムの門の廣場に  
 茅廬を造れり 携はれゆきて歸り來りし會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居りヌンの子ヨシユアの日より彼日ま

でにイスラエルの子孫斯おこなひし事なし是をもてその喜悅はなはだ大なりき 初の日より終の日までエズラ

イ利一〇・一一 申三 口喇二・六三 尼七・  
 三・一〇 代下一七 六五、一〇・一 二利二三・二四 民 ホ申一六・一四、一五 一ニ・一〇  
 七、八、九馬二・七 八代下三五・三 尼八 二九・一 へ帖九・一九、二二 歌 チ尼八・七、八 又申一六・一六 又申一六・一六  
 二利二三・三四、四二 ル利二三・四 申一六・一三 チ利二三・四〇 王下一四・一三 尼  
 一ニ・三九 一ニ・三九



二 たまへばなり而して汝の名を揚たまへること尙今日のごとし 汝はまた彼らの前にあたりて海を分ち彼らをし

三 て早ける地を踏て海の中を通らしめ彼らを追ふ者をば石を大水に投いるごとくに淵に投いたまひ また晝

三 は雲の柱をもて彼らを導き夜は火の柱をもて其往べき路を照したまひき 汝はまたシナイ山の上に降り天より

四 彼らと語ひ正しき例規および眞の律法善き法度および誠命を之に授け 汝の聖安息日を之に示し汝の僕モーセ

五 の手によりて誠命と法度と律法を之に命じ 天より食物を之に與へてその饑をとどめ磐より水を之がために

出してその渴を濕し且この國をなんぢらに與へんと手を擧て誓ひ給ひしその國に入これを獲べきことをかれらに

命じたまへり 然るに彼等すなはち我らの先祖みづから傲りその項を強くして汝の誠命に聽したがはず 聽従ふことを

拒み亦なんぢが其中にて行ひたまひし奇蹟を憶はず還てその項を強くし悖りて自ら一人の首領を立てその奴隸た

りし處に歸らんとせり然りと雖も汝は罪を赦す神にして恩恵あり憐憫あり怒ること遅く慈悲厚くましまして彼ら

を棄たまはざりき また彼ら自ら一箇の犢を鑄造りて是は汝をエジプトより導き上りし汝の神なりと言て大に

震怒をひきおこす事を行ひし時にすら 汝は重々も憐憫を垂て彼らを荒野に棄たまはず晝は雲の柱その上を離

れずして之を途に導き夜は火の柱離れずして之を照しその行べき路を示したりき 汝はまた汝の善靈を賜ひて

彼らを訓へ汝のマナを常に彼らの口にあたへまた水を彼らに與へてその渴をとどめ 四十年の間かれらを荒野

に養ひたまひたれば彼らは何の缺る所もなくその衣服も古びずその足も腫ざりき 而して汝諸國諸民を彼らに

イ出九・二六 賽六三 八出一五・五六 ト創二・三 出二〇・ス民一四・三〇 〇・八 耶一九・一五 一五 耳二・二三 一〇・一

二・二〇 但九・一五 亦出一九・二〇、二〇 チ出一六・一四、一五 ヲ尼九・二九 詩一〇 四三 六三・一一 六民一一・一七 賽ウ申八・四、二九五

口出一四・二二、二二、二二 約六・三一 六・六 ヨ民一四・四 夕出三四・六 民一四 ツ出一三・二二、二二 六・四五 ナ出一六・一五 書五

二七、二八 詩七八 へ詩一九・八、九 羅 七・二二 九 一七・二四 代下三 一八 詩八六・五、 民一四・一四 哥前 一七・七、六









六 はヨヤリブの子ヨヤリブはゼカリヤの子ゼカリヤはシロニ人の子なり 六 ペレズの子孫のエルサレムに住る者は合せて四百六十八人にして皆勇士なり

七 ベニヤミンの子孫は左のごとしメシユラムの子サル、メシユラムはヨエデの子ヨエデはペダヤの子ペダ

八 ヤはコラヤの子コラヤはマアセヤの子マアセヤはイテエルの子イテエルはエサヤの子なり 八 その次はガバイ

九 およびサライなどにして合せて九百二十八人 九 ジクリの子ヨエルかれらの監督たりハツセヌアの子ユダこれに副ふて邑を治む

一〇 祭司はヨヤリブの子エダヤ、ヤキン 一〇 および神の室の宰セラヤ、セラヤはヒルヤキの子ヒルヤキはメシ

ユラムの子メシユラムはザドクの子ザドクはメラヨテの子メラヨテはアヒトブの子なり 一〇 殿の職事をするそ

の兄弟八百二十二人あり又アダヤといふ者ありアダヤはエロハムの子エロハムはペラリヤの子ペラリヤはアム

二 三 ジの子アムジはゼカリヤの子ゼカリヤはパシホルの子パシホルはマルキヤの子なり 一三 アダヤの兄弟たる宗家

の長二百四十二人あり又アマシサイといふ者ありアマシサイはアザリエルの子アザリエルはアハザイの子アハ

四 ザイはメシレモテの子メシレモテはインメルの子なり 一四 その兄弟たる勇士百二十八人ありハツゲドリムの子

ザブデエル彼らの監督たり 一四

レビ人はハシユブの子シマヤ、ハシユブはアズリカムの子アズリカムはハシヤビヤの子ハシヤビヤはブン

二 六 七 ニの子なり 一六 またシヤベタイおよびヨザバデあり是等はレビ人の長にして神の室の外の事を掌どれり 一七 また

マツタニヤといふ者ありマツタニヤはミカの子ミカはザブデの子ザブデはアサフの子なりマツタニヤは祈禱の

時に感謝の詞を唱へはじむる者なり彼の兄弟の中にてバクブキヤといふ者かれに次り又アブダといふ者ありアブ

ダはシヤンマの子シヤンマはガラルの子ガラルはエドトンの子なり 聖邑にあるレビ人は合せて二百八十四人

門を守る者アツクブ、タルモンおよびその兄弟等合せて百七十二人あり皆門々にありて伺守ることをせ

り 二〇 その餘のイスラエル人祭司およびレビ人は皆ユダの一切の邑々にありて各々おのれの産業に居り 但し

ネテニ人はオベルに居りヂハ及びギシパ、ネテニ人を統ぶ

三三 エルサレムにをるレビ人の監督はウジといふ者なりウジはバニの子バニはハシヤビヤの子ハシヤビヤは

マツタニヤの子マツタニヤはミカの子なり是は謳歌者なるアサフの子孫なりその職務は神の室の事にかゝはる

王より命令ありて是らの事を定め謳歌者に日々の定まれる分を與へしむ 二四 ユダの子ゼラの子孫メシザベル

の子ペタヒヤといふ者王の手に屬して民に關る一切の事を取あつかへり

又村莊とその田圃につきてはユダの子孫の者キリアテアルバとその郷里デボンとその郷里およびエカブジ

エルとその村莊に住み 三六 エシユア、モラダおよびペレテに住み 三七 ハザルシユアルおよびエルシバとその

郷里に住み 二八 チクラグおよびメコナとその郷里に住み 二九 エンリンモン、ザレア、ヤルムテに住み 三〇 ザノア、

アドラムおよび其等の村莊ラキシとその田野およびアゼカとその郷里に住り斯かれらはベエルシバよりヒンノム

の谷までに天幕を張り 三一 ベニヤミンの子孫はまたゲバよりしてミクマシ、アヤおよびベテルとその郷里に住み

アナトテ、ノブ、アナニヤ 三三 ハヅル、ラマ、ギツタイム 三四 ハデデ、ゼボイム、ネバラテ 三五 ロド、オノ

工匠谷に住り 三六 レビ人の班列のユダにある者の中ベニヤミンに合せし者もありき

イ尼一一・一 二〇 三三三・二八  
口尼三三・二六 二〇三三・三〇 八書一四・一五  
ハ喇六・八、九、七、ホ代上一八・一七、ト代上四・一四



三三 スの治世に祭司等も然せらる 宗家の長たるレビ人はエリアシブの子ヨハナンの日まで凡て歴代志の書に記さ

三四 レビ人の長はハシヤビヤ、セレビヤおよびカデミエルの子エシユアなりその兄弟等これと相對ひて居る即

三五 ち彼らは班列と班列とあひむかひ居り神の人ダビデの命令に本づきて讚美と感謝とをつとむ マツタニヤ、バ

三六 クブキヤ、オバデヤ、メシユラム、タルモン、アツクブは門を守る者にして門の内の府庫を伺ひ守れり 是等

三七 はヨザダクの子エシユアの子ヨアキムの日に在り總督ネヘミヤおよび學士たる祭司エズラの日に在りし者なり

三七八 エルサレムの石垣の落成せし節會に當りてレビ人をその一切の處より招きてエルサレムに來らせ感謝と歌

三九 と鑊と瑟と琴とをもて歡喜を盡してその落成の節會を行はんとす 是において謳歌ふ徒輩エルサレムの周圍

四〇 の窪地およびネトパ人の村々より集り來り またベテギルガルおよびゲバとアズマウテとの野より集り來れり

この謳歌者等はエルサレムの周圍に己の村々を建たりき 茲に祭司およびレビ人身を潔めまた民および諸の

門と石垣とを潔めければ 我すなはちユダの牧伯等をして石垣の上の上らしめ又二の大なる隊を作り設けて之に感謝の詞を唱へて並

進ましむ即ちその一は糞の門を指て石垣の上を右に進めり その後につきて進める者はホシヤヤおよびユダの

牧伯の半 ならばにアザリヤ、エズラ、メシユラム ユダ、ベニヤミン、シマヤ、エレミヤなりき 又祭司

の徒 數人喇叭を吹て伴ふあり即ちヨナタンの子ゼカリヤ、ヨナタンはシマヤの子シマヤはマツタニヤの子マ

ツタニヤはミカヤの子ミカヤはザツクルの子ザツクルはアサフの子なり またゼカリヤの兄弟シマヤ、アザリ

エル、ミラライ、ギラライ、マアイ、ネタンエル、ユダ、ハナニ等ありて神の人ダビデの樂器を執り學士エズラ

イ代上九・一四 二六・ へ申二〇・五詩三〇・チ尼二・一三、三、一三 九代上三三・五

口彌三・一一 二尼八・九 ト代上三五・六 代下 三三・三三 八

ハ代上二三・二五・ 六彌七・六、一一 五・二三、七、六 又民一〇・二、八

ラ尼二・一四、三・一五 三、一六  
ワ尼三・一五 ヨ尼二・三三  
カ尼三・二六、八・一、タ尼三・一一  
レ尼三・八  
ソ王下一四・一三 尼  
八・一六  
ツ尼三・六  
ネ尼三・三  
ナ尼三・一  
ラ尼三・三二  
ム耶三・二二  
ウ代下三・一一、一 井代上二五、二六、オ民一八・二二、二四  
二 尼一三・五、一 ノ代上二五・一 代下  
ク民一八・二六  
二九・三〇

三七 これに先だつ 而して彼ら泉の門を経たゞちに進みて石垣の上口に於てダビデの城の段階より登りダビデの家の上を過て東の方水の門に至れり

三八 また今一隊の感謝する者は彼らに對ひて進み我は民の半とともにその後に従がへり而して皆石垣の上を行

三九 き爐成樓の上を過て石垣の廣き處にいたり エフライムの門の上を通り舊門を過ぎ魚の門およびハナニエルの

四〇 成樓とハンメアの成樓を過て羊の門に至り牢の門に立どまれり かくて二隊の感謝する者神の室にいりて立り

四一 我もそこにたち牧伯等の半われと偕にありき また祭司エリアキム、マアセヤ、ミニヤミン、ミカヤ、エリヨ

四二 エナイ、ゼカリヤ、ハナニヤ等喇叭を執て居り マアセヤ、シマヤ、エレアザル、ウジ、ヨハナン、マルキヤ、

四三 エラム、エゼル之と偕にあり謳歌ふ者聲高くうたへりエズラヒヤはその監督なりき 斯してその日みな大なる

犠牲を獻げて喜悅を盡せり其は神かれらをして大に喜こび樂ませたまひたればなり婦女小兒までも喜悅り是を

もてエルサレムの喜悅の聲とほくまで聞えわたりぬ

四四 その日府庫のすべての室を掌どるべき人々を撰びて擧祭の品初物および什一など律法に定むるところの

祭司とレビ人との分を邑々の田圃に准ひて取あつめてすべての室にいるゝことを掌どらしむ是は祭司およびレビ

人の立て奉ふるをユダ人喜こびたればなり 彼らは神の職守および潔齋の職守を勤む謳歌者および門を守る者

四六 も然り皆ダビデとその子ソロモンの命令に依る 在昔ダビデおよびアサフの日には謳歌者の長一人ありて神に

四七 讚美感謝をたてまつる事ありき またゼルバベルの日およびネヘミヤの日にはイスラエル人みな謳歌者と門を

守る者に日々の分を與へまたレビ人に物を聖別て與へレビ人またこれを聖別てアロンの子孫に與ふ





二六 男子あるひはおのれ自身のために彼らの女子を娶るべからず 是らの事についてイスラエルの王ソロモンは罪

を獲たるに非ずや彼がごとき王は衆多の國民の中にもあらずして神に愛せられし者なり神かれをイスラエル全國

二七 の王となしたまへり然るに尙ほ異邦の婦女等はこれに罪を犯さしめたり 然ば汝らが異邦の婦女を娶りこの

一切の大惡をなして我らの神に罪を犯すを我儕聽し置べけんや

二八 祭司の長エリアシブの子ヨイアダの一人の子はホロニ人サンバラテの婿なりければ我これを逐出して我を

二九 離れしむ わが神よ彼らは祭司の職を汚し祭司およびレビ人の契約に背きたり彼らのことを忘れたまふ勿れ

三〇 我かく人衆を潔めて異邦の物を盡く棄しめ祭司およびレビ人の班列を立て各々その職務に服せしめ

三二 人衆をして薪柴の禮物をその定まる期に獻げしめかつ初物を奉つらしむ我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひ

たまへ

ネヘミヤ記 をはり

イ王上二一・一	ハ母後二二・二四	ヘ尼二二・一〇、二二、二二	リ尼二〇・三〇	チ尼二二・一四、二二	タ尼二三・一四、二二、三三
ロ王上三三・一三	ニ王上一・四	ト馬二・四、一、二、二	ヌ尼二二・一	ル尼二〇・三四	
代下	ホ爾一〇・二二				